

# 『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』

## 開催のご案内（臨時）

京都労働局登録京第1号  
登録有効期限 2029年3月30日  
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条では、特定の危険有害な業務には、作業主任者の選任が義務付けられています。今回、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を下記の要領により開催いたしますので、この機会に特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者の養成(有資格者の確保・増員)を図られますようご案内申し上げます。

### 記

1. 主 催 公益社団法人京都労働基準協会 京都上支部
2. 日 時 2025年**12月16**日(火) 9:15~16:40 (受付9:00~)  
**17**日(水) 9:20~17:50 ※修了試験1時間を含む
3. 会 場 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター3階(3H)  
※有料駐車場(バイク不可)がありますが、数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。
4. 講習科目 ◆特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識(4時間)  
◆保護具に関する知識(2時間)  
◆作業環境の改善方法に関する知識(4時間) ◆関係法令(2時間)
6. 定 員 40名(定員になり次第締切ります)
7. 受講資格 満18歳以上の方  
※女性は、一定の業務(健康障害のリスクが高い業務として法令で定めるもの)  
については資格取得されても該当する業務に就くことができません。  
上記制限業務の内容は、当協会ホームページを御覧ください。  
<https://www.kyokuren.or.jp/kyoukai/tokka64.htm>
8. 受講料 **12,100円(11,000円+消費税)**  
※受講申込後取消の場合、受講料は返還致しかねますのでご了承ください。
9. テキスト代 **1,980円(1,800円+消費税)**
10. 申込方法 京都労働基準協会京都上支部のホームページ「WEB予約」  
よりお申し込みください。
11. 注意事項 (1) 会場入場の際、受付にて受講票を提出してください。  
(2) 受付9時より開始しますので、遅刻のないようにしてください。  
(3) 本人確認のため①~⑦のいずれかを開講日に必ずご持参ください。  
①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証  
⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が  
記載されたもの)
12. 修了証 修了試験合格者に修了証をお渡しいたしますので、印鑑をご持参ください。
13. お問合せ 公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部  
TEL (075) 353-3513 FAX (075) 353-3520

